税務課からのお知らせ

住宅をリフォームされた方へ

固定資産税

住宅の断熱性を高める省エネ改修工事を行った場合、申告により１２０平方メートル分までを限度として、その住宅の翌年度分の固定資産税の３分の１が減額されます。

◉減額の対象となる要件

1．平成２０年１月１日以前から存在する住宅であること（賃貸住宅を除く）
2．平成２０年４月１日から平成２５年３月３１日までの間に、省エネ住宅改修工事にかかる自己負担額（対象額）が一戸当たり３０万円以上のもの

【対象額の計算例】
工事の全体額１８０万円　うち断熱工事５０万円　リフォーム補助金４５万円
対象額＝５０万円－（４５万円×５０／１８０）＝３７万５千円（３０万円以上）

◉工事内容（４項目）

ア．窓の断熱改修工事（必須）　イ．床の断熱改修工事
ウ．天井の断熱改修工事　エ．壁の断熱改修工事

◉申　　請

申請用紙及び必要書類は役場税務課にあります。また、町のホームページからもダウンロードできます。詳細につきましては下記までお問い合わせください。

■問合せ先・申請先　八峰町税務課　TEL７６－４６０４

所　得　税

住宅の増改築を行った場合、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除・住宅特定改修特別控除などの制度があります。確定申告時に必要書類を提出すれば、所得税が控除される場合がありますので、詳しくは税務署までお問い合わせください。

■問合せ先　能代税務署　TEL５２－６１１１

税務署からのお知らせ

所得税の確定申告書は自分で作成してお早めに！

平成23年度分の所得税の確定申告と納税期限は、申告期限等が延長されている一部の地域を除き、3月15日（木）までです。
申告書を作成するときは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。
画面の入力に従って、金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書や決算書などを作成できます。
作成したデータは、印刷して「書面」で提出できるほか、e-taxを利用して提出する事もできます。

消費税・地方消費税（個人事業者）の確定申告と納税はお早めに！

平成23年度分の個人事業者の消費税の確定申告は、申告期限等が延長されている一部の地域を除き、4月2日（月）が申告・納付の期限です。
申告が必要になるのは、次の方々です。
- 平成21年分の課税売上高が１千万円を超える事業者
- 平成21年分の課税売上高が１千万円以下で、平成22年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

詳しくは、国税庁ホームページへ。
www.nta.go.jp　確定申告　検索

■問合せ先　能代税務署　電話 52−6111

消防署からのお知らせ

ガソリンは指定された携行缶に！

【住民の皆さんは次の事項に注意してください】

1　危険性について
ガソリンは気温−40℃でも気化し、小さな火源でも引火して爆発的に燃焼する物質です。

2　容器について
灯油用ポリエチレン缶にガソリンを入れることは禁止されています。

3　購入について
セルフスタンドでは自分でガソリンを容器に入れることはできません。

4　保管について
ガソリンを容器に入れて保管することは控えてください。

5　取り扱いについて
使用時には取扱説明書をよく読み、適正な取扱いをしてください。

■問合せ先　八峰消防署　電話 76−3119